川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の 制定について

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例を次の とおり制定する。

令和2年11月24日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第1 2号)の一部を次のように改正する。

第1条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「掲げる額」の次に「(同項第14号又は第17号の職員が交替して職務に従事する場合にあっては、前項の規定により任命権者が定める額)」を加え、「当該期日前投票所を開いている」を「職務に従事した」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第13号、第14号、第16号又は第17号の職員が交替して職務 に従事する場合における当該職員の報酬の額は、それぞれこれらの号に掲げ る額を超えない範囲内において任命権者が定める。

第5条第1項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第2項中「第1条第4項」を「第1条第5項」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料

制定要旨

投票管理者又は投票立会人が交替して職務に従事する場合の報酬の額を定めるため、この条例を制定するものである。